

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ベトナム	国立産婦人科病院機材整備計画 のための贈与に関する日本国政 府とベトナム社会主義共和国政 府との間の交換公文	国立産婦人科病院機材整備計画を実施するために必要 な生産物及び役務の購入	461,000千円 H25. 3.31まで	H22. 2. 5 ハノイで (同日)	日本側 坂場三男在ベトナム大使 ム大使 ベトナム側 グエン・クオ ック・チェウ保健大臣	H22. 2. 19 68号
ベトナム	森林保全計画のための贈与に関 する日本国政府とベトナム社会 主義共和国政府との間の交換公 文	森林保全計画を実施するために必要な生産物及び役務 の購入	400,000千円 H23. 3.31まで	H22. 5.27 ハノイで (同日)	日本側 坂場三男在ベトナム大使 ベトナム側 カオ・トクシ ク・フアット農業農村開 発大臣	H22. 6. 9 286号
ベトナム	気候変動による自然災害対処能 力向上計画のための贈与に関す る日本国政府とベトナム社会主 義共和国政府との間の交換公文	気候変動による自然災害対処能力向上計画を実施する ために必要な生産物及び役務の購入	2,000,000千円 H23. 3.31まで	H22. 6.30 ハノイで (同日)	日本側 坂場三男在ベトナム大使 ム大使 ベトナム側 フラム・ホ イ・グエン天然資源環境 大臣	H22. 7. 14 339号
ベトナム	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とベトナム 社会主義共和国政府との間の交 換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	362,000千円 H27.12.31まで	H22. 7.12 ハノイで (同日)	日本側 坂場三男在ベトナム大使 ム大使 ベトナム側 フラム・グー ・ルアン教育訓練大臣	H22. 7.26 349号
ベトナム	クアンガイ省小規模貯水池修復 計画のための贈与に関する日本 国政府とベトナム社会主義共和 国政府との間の交換公文	クアンガイ省小規模貯水池修復計画を実施するために 必要な生産物及び役務の購入	698,000千円 H23. 8.31まで	H22. 8.11 ハノイで (同日)	日本側 坂場三男在ベトナム大使 ム大使 ベトナム側 グエン・スア ン・フエ人民委員長	H22. 8.24 390号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については、定めないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。